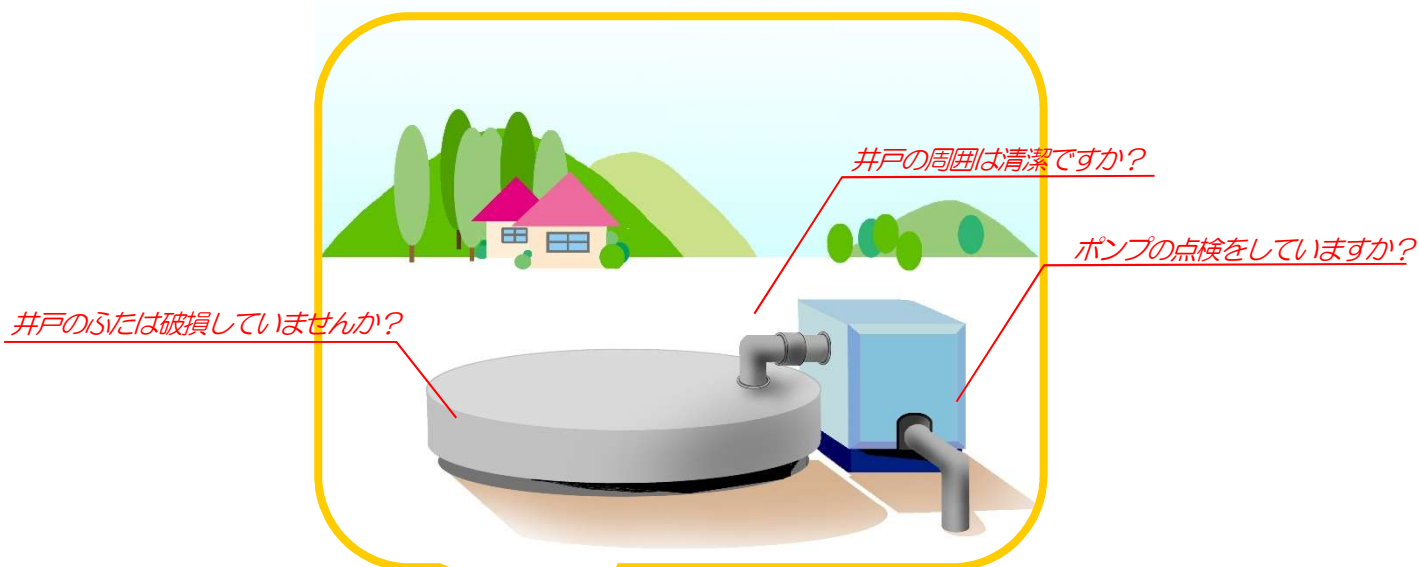


お宅の井戸水は、大丈夫？

井戸を適正に管理しましょう！



日頃からの水質チェックも欠かせません！



飲料水には安全な水道水を利用しましょう！やむを得ず井戸水を利用する場合には、必ず水質検査を実施しましょう！

定期的に水質検査を行っていますか？

井戸水の水質は不安定です。水質検査で確認を！



- 家庭用の井戸は浅い井戸が多いため、井戸の周囲の影響を受けやすく、さまざまな有害物質によって、気がつかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。
- 飲用には安全な水道水を利用しましょう。
- やむを得ず井戸水を飲用する場合は、必ず水質検査を実施して、水質基準に適合していることを確認しましょう。

井戸の周囲は清潔にしましょう！

- 井戸やその周辺は、みだりに人や動物が近づかないようにしましょう。
- 井戸（ふた、ポンプ、バルブ等）やその周辺に異常がないか、また清潔に保たれているか定期的に点検を行いましょう。



定期的に水質検査を実施しましょう！



- 井戸水は、井戸及びその周辺の状況によって大きく水質が異なります。
- 井戸水を飲用する場合は、使い始めるときはもちろん、使っている間は、年1回以上定期的に水質検査を実施してください。
- 水質検査は保健所にて有料で実施することができます。検査の受検日、手数料、検査項目については、茨木保健所へご相談ください。また、国土交通大臣及び環境大臣登録機関でも水質検査を実施することができます。環境省のホームページ（下記 URL 参照）に掲載されている「水質検査機関登録簿」より大阪府を検査区域とする機関をお選びください。

https://www.env.go.jp/water/water_supply/suishitsu/02a.html

「茨木市飲用井戸等衛生管理指導要領」をご覧ください。



- 茨木市では、「茨木市飲用井戸等衛生管理指導要領」により、管理基準や水質検査の実施について定めています。
- 要領の詳しい内容は、茨木市産業環境部環境保全課へお問い合わせいただくか、茨木市のホームページ（下記 URL 参照）をご覧ください。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyohozen/menu/senyousuido/36705.html>

汚染がわかったら！（ただちに茨木市産業環境部環境保全課へ連絡を！）



- 井戸水が人の健康を害することがわかったときは、ただちに利用を停止し、井戸水を利用している人にその旨を知らせるとともに、茨木市産業環境部環境保全課に連絡して必要な指示を受けてください。
- 水質検査の結果、水道法の水質基準を越える汚染が判明したときは、茨木市産業環境部環境保全課に連絡して指示を受けてください。

飲用井戸の水質検査はつぎの表を参考に実施してください。

■茨木市飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度（●必ず実施する項目、○必要に応じて実施する項目）

水道法の水質基準項目（平成15年厚生労働省令第101号）

水 質 基 準 項 目	水 質 基 準 値	使用開始時に 実施する項目	1 回/年以上定期的 に実施する項目	水に異常がある おそれがあるとき
1. 一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2. 大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3. カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4. 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5. セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6. 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7. ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8. 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	●	○	○
9. 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	●	○	○
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12. フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13. ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14. 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16. シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17. ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19. トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20. ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
21. 塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
22. クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
23. クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
24. ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
25. ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
26. 臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
27. 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
28. トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
29. ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
30. ブロモホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
31. ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
32. 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
33. アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
34. 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	●	○
35. 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
36. ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
37. マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	●	○
38. 塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
39. カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	●	○	○
40. 蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
41. 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
42. ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
43. 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44. 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
45. フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
46. 有機物（全有機炭素の量）	3mg/L 以下	●	●	○
47. pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48. 味	異常でないこと	●	●	○
49. 臭気	異常でないこと	●	●	○
50. 色度	5 度以下	●	●	○
51. 濁度	2 度以下	●	●	○

連絡先

茨木市産業環境部環境保全課指導係

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

☎ 072-622-8121 内線 2721

FAX 072-620-0259

E-mail kankyouhozen@city.ibaraki.lg.jp

茨木保健所

〒567-8585 茨木市大住町 8 番 11 号

☎ 072-624-4668

FAX 072-623-6856